

平成 23 年 3 月 30 日

各 位

大 阪 市

測量・建設コンサルタント等にかかる事後審査型制限付一般競争入札及び公募型指名競争入札の取扱いの改正について

平成 23 年度に契約管財局契約部において入札を執行する測量・建設コンサルタント等の案件について、受注可能本数の取扱いを次のとおり改正します。

記

1 対象種目

「測量・建設コンサルタント等」（次に掲げる業務種別）

100 測量、200 地質調査、300 建築設計・監理、400 設備設計・監理、
500 建設コンサルタント、600 補償コンサルタント

2 対象入札方式

事後審査型制限付一般競争入札及び公募型指名競争入札

3 対象期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までに公告または公表を行う案件

4 受注可能本数

市内本店業者・・・3 件

市外業者及び市内支店業者・・・1 件

※ 事業主管局が類似業務であると判断した案件で、前年度及び前々年度中の契約管財局契約部における入札時に 20 者以上の参加があった場合につき適用します。

5 入札方法

公告文または入札説明書に明記します。

6 その他

平成 23 年度内において、競争性が著しく損なわれていると認められるとき、また、入札執行にあたり談合情報等が寄せられ、入札を無効にすべき事象が発生した場合などのときは方針を検討するものとします。また、緊急に対応すべきであると判断した場合についても、随時、方針を検討するものとします。